

大分県アウトドアガイド認証制度
検討委員会報告書

令和5年3月

目次

はじめに	1
第1章 県内のアウトドア事業者の現状と課題について	2
1-1 県内のアウトドア事業者の現状調査.....	2
1-2 調査結果の概要.....	8
1-3 県内のアウトドア事業者が抱える課題.....	8
第2章 望ましい「大分県アウトドアガイド認証制度」のあり方について	9
第3章 認証制度創設の背景、目的、基本方針について	10
3-1 認証制度創設の背景.....	10
3-2 創設目的.....	10
3-3 基本方針.....	11
第4章 大分県アウトドアガイド認証制度の概要について	12
4-1 認証制度の運用イメージ.....	12
4-2 共通理念と行動指針の設定.....	14
4-3 登録のメリット.....	15
【巻末資料】	16

はじめに

本県には、二つの国立公園（瀬戸内海国立公園、阿蘇くじゅう国立公園）、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、二つの日本ジオパーク（おおいた姫島ジオパーク、おおいた豊後大野ジオパーク）をはじめとして、風光明媚かつ多種多様な自然環境が存在し、自然体験型観光において高い優位性がある。

本県の観光業にも深刻な影響を及ぼした新型コロナウイルスの感染拡大は、一方で人々の余暇活動における行動変容をもたらし、過密を避け、自然に囲まれた地域に対する訪問意欲の増加やアウトドア志向の高まりといった新しい観光ニーズを生み出した。こうした時代の潮流を捉え、本県における有力な誘客素材として、自然体験型観光コンテンツを磨き上げていくべきである。

そのための一つの方策として、アウトドア活動における事故防止や緊急時対応、自然環境に関する知識等を参加者に伝える役割を担う、本県独自のアウトドアガイド認証制度（以下、「認証制度」という。）を創設するべく、令和5年7月13日に「大分県アウトドアガイド認証制度検討委員会」（以下、「委員会」という。）を立ち上げ、広範な議論を積み重ねた。

委員会では、はじめに県内のアウトドア事業者の現状を調査・分析したうえで、望ましい認証制度のあり方や、創設目的、創設に向けた基本方針を整理した。また、他地域の類似制度も参考にしながら、基本理念や制度の体系、運用イメージなどについて議論を深め、令和5年度以降のスムーズな認証制度の立ち上げに向けた具体的な提案をここに報告書としてまとめたところである。

なお、この認証制度は、委員会の提案をベースに運用を開始しつつも、実際に県内でアウトドア事業を展開する事業者の主体的な参加を得て、一層の発展を期すべきであるというのが、委員会に参画した委員の共通認識であることを付記したい。委員会における議論を礎としつつ、アウトドア事業に携わる関係者全ての不断の努力によってその価値を高めていくことに期待したい。

最後に、県内のアウトドアの第一線で活躍され、議論の過程で大分県らしさという貴重な視点を提供いただいた委員各位、また、先進事例の紹介や専門的な知見を提供いただいたアドバイザー各位の多大なるご協力に、深く感謝申し上げる次第である。

令和5年3月

大分県アウトドアガイド認証制度検討委員会 委員長 宮野 幸岳

第1章 県内のアウトドア事業者の現状と課題について

1-1 県内のアウトドア事業者の現状調査

委員会の設置に先立ち、県は、県内でアウトドア事業を展開する事業者の現状を把握するために45社を対象に調査を実施することとし、うち25社から回答を得ることができた。

【実態調査の概要】

実施期間：令和4年6月13日～6月26日

対象団体：45事業者

回答数：25事業者

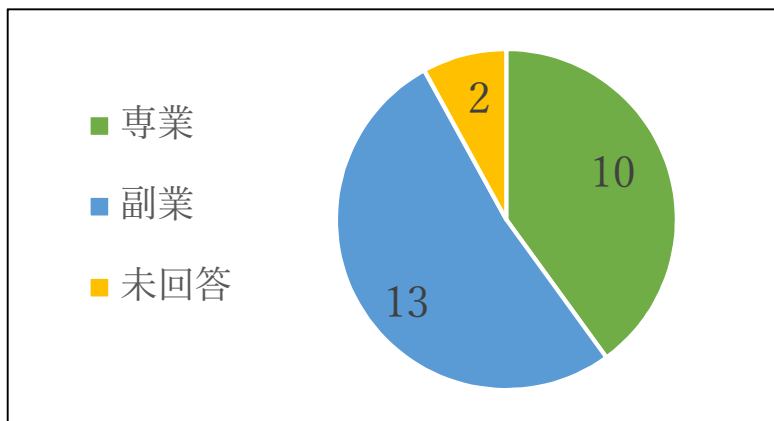
質問内容：14項目

1. 専業・副業の別
2. 自社ホームページの有無
3. 主な体験内容について（3つまで回答可）
4. 体験の予約方法（電話・FAX・メール・自社ホームページ・その他）
5. 体験の予約期限
6. 申込の多い年齢層
7. 所属ガイド数 ※正規ガイドのみ
8. 事業継続年数
9. 損害賠償保険の加入状況
10. 関連資格の保持状況

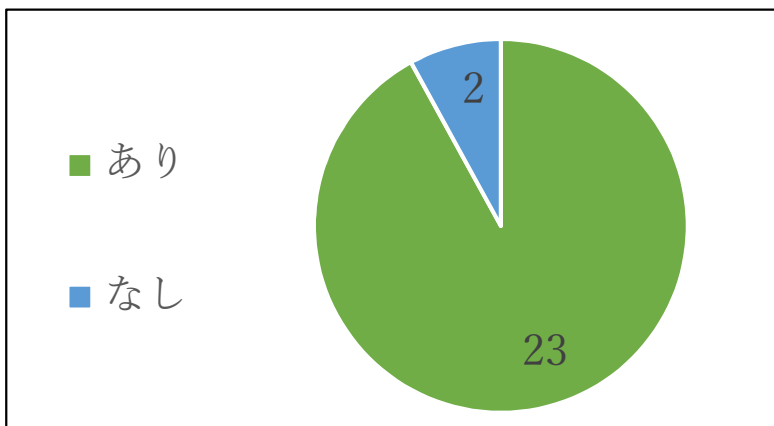
主な回答状況は次のとおり。

数字は回答数。一部未回答により合計が25とならない場合がある。

1. 専業・副業の別



2. 自社ホームページの有無



3. 主な体験内容について（3つまで回答可。カッコ内は回答事業者数）

●山の体験事業者 7事業者

- ①登山（3） ②フットパス（2） ③トレッキング（1）
- ④ハーフトレイル（1） ⑤自然観測会（1）
- ⑥自然文化体験（1） ⑦ひき馬（1）

●川の体験事業者 5事業者

- ①パックラフト（3） ②キャニオニング（2） ③サップ（2）
- ④リバーカヤック（1） ⑤川釣り（1） ⑦水上スキー（1）
- ⑧ウエイクボード（1） ⑨テントサウナ（1）

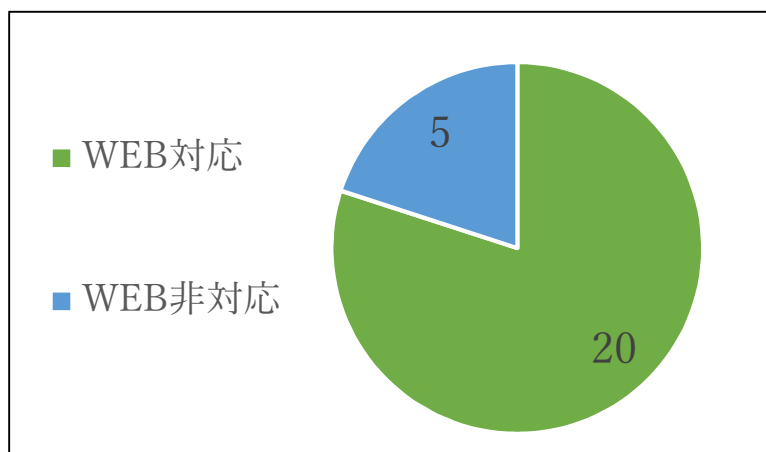
●海の体験事業者 7事業者

- ①サップ（3） ②ダイビング（2） ③シーカヤック（2）
- ④釣り体験（2） ⑤ウィンドサーフィン（1）
- ⑥漁船クルーズ（1） ⑦ウミガメ飼育体験（1）
- ⑧ウニ割・イセエビさばき（1）

●その他体験事業者 6事業者

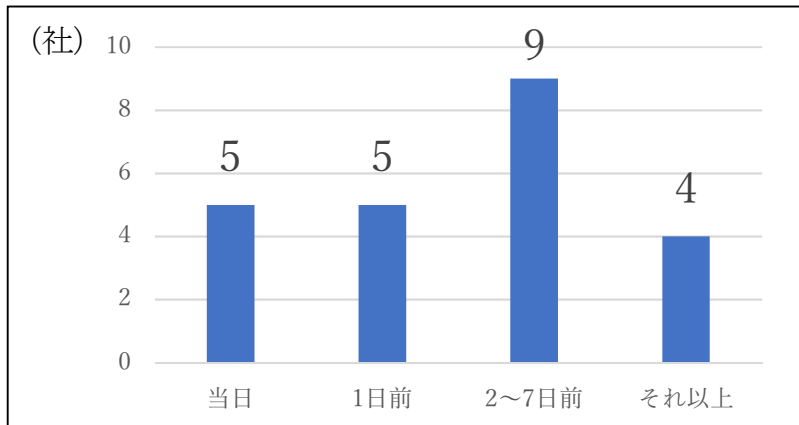
- ①サイクリングツアー（3） ②パラグライダー（1）
- ③沢体験（1） ④自然観察会（1） ⑤冒険ハイク（1）
- ⑥街歩き（1）

4. 体験の予約方法（電話・FAX・メール・自社ホームページ・その他）

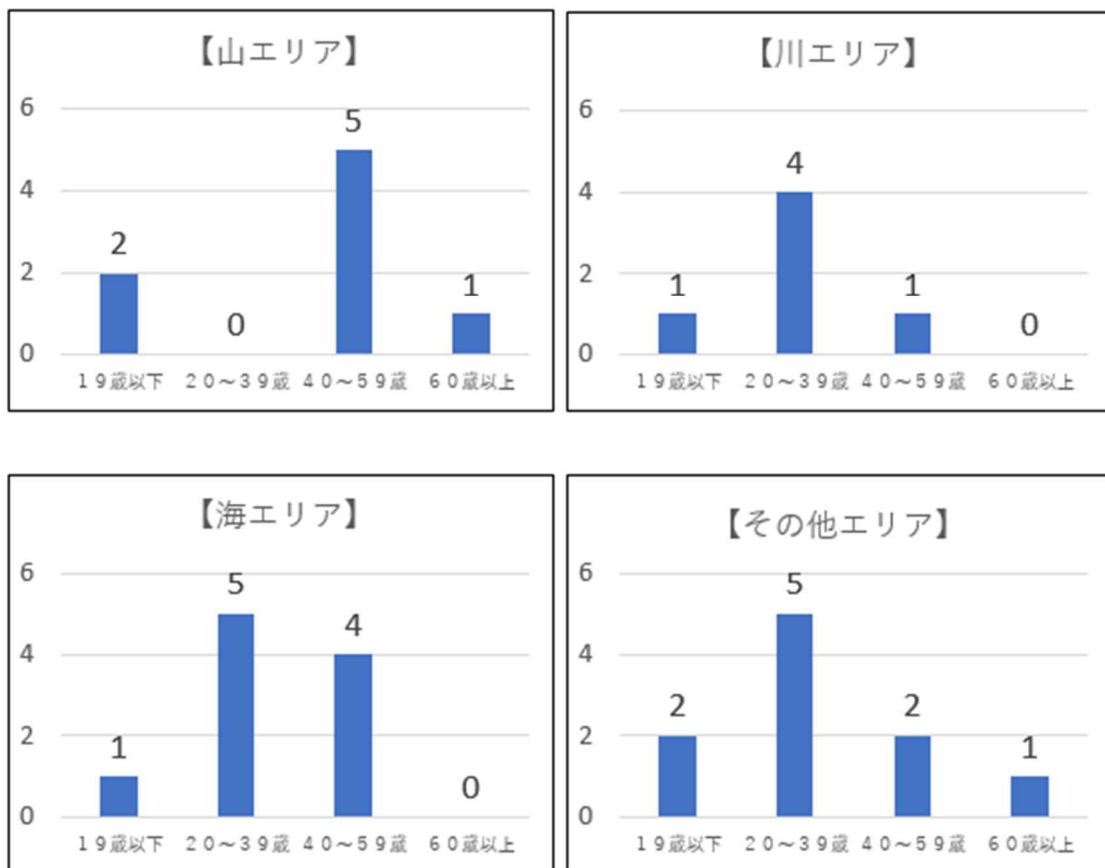


(注釈)
以下の種別にて抽出
・メール、自社HP、その他HPが含まれる
→WEB対応
・電話、FAXのみ
→WEB非対応

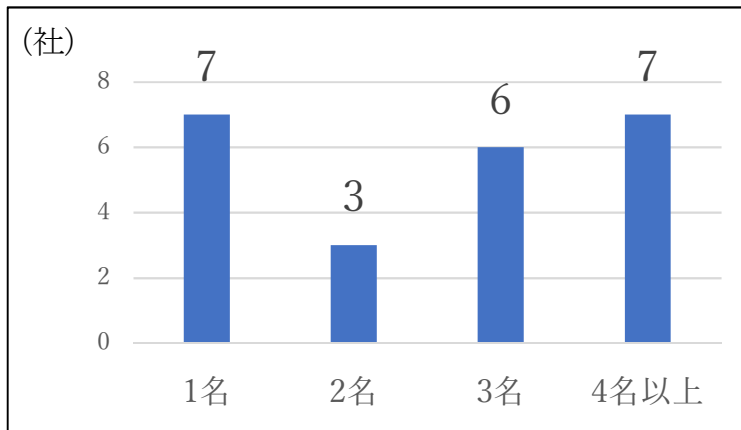
5. 体験の予約期限



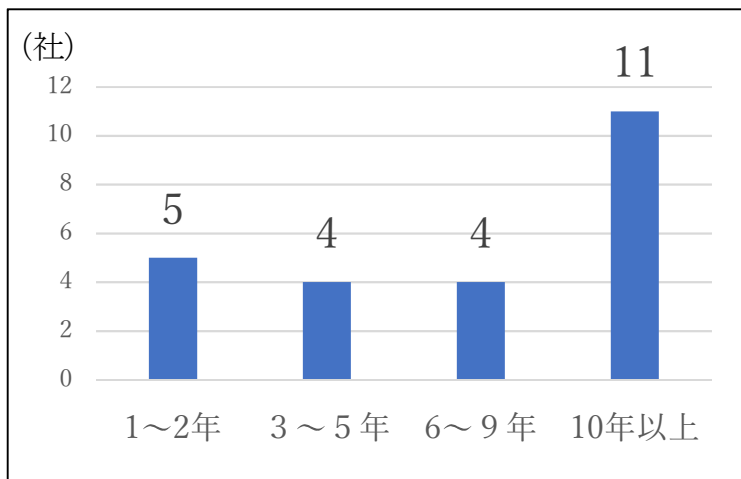
6. 申込の多い年齢層



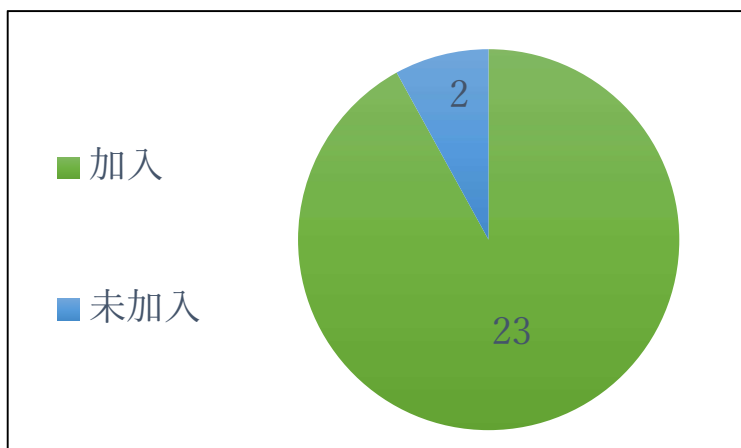
7. 所属ガイド数 ※正規ガイドのみ



8. 事業継続年数



9. 損害賠償保険の加入状況



10. 関連資格の保持状況

【救急救命関連】

救急法・救急員養成講習（日本赤十字社）、
上級救命講習修了、救急救命講習修了（消防局・消防本部）、
スイフトウォーターレスキュー、ロープレスキュー（RESCUE 3 JAPAN）、
チャイルドケアプラス（MFAジャパン）、
ファーストレスポnder（WMAジャパン）、
ほか

【専門資格関連】

登山ガイド（日本山岳ガイド協会）、
ダイブマスター（PADI）、
ダイビングインストラクター（NAUI）、
B級検定員・S I J公認スクール（サップインストラクター協会）、
技術検定1級、プロ級（日本ウインドサーフィン協会）、
パラグライダー教員資格、
佐伯市ユネスコパークエリアガイド、
乗馬指導員（全国乗馬倶楽部振興協会）、
ほか

【アウトドア共通】

NEALリーダー、NEALコーディネーター（全国体験活動指導者認定委員会）
自然観察指導員（日本自然保護協会）
キャンプディレクター（日本キャンプ協会）、
星空案内人（星空案内人資格認定制度運営機構）、
自然公園指導員（環境省）、
ブッシュクラフトインストラクター（危機管理リーダー教育協会）、
ほか

【その他】

船舶免許（国土交通省）
全国通訳案内士（国土交通省観光庁）、
温泉ソムリエ（温泉ソムリエ協会）
ほか

1-2 調査結果の概要

回答のあった事業者をフィールドで大別すると、山に関わる事業者が7事業者、川に関わる事業者が5事業者、海に関わる事業者が7事業者、サイクリングや空が主なフィールドとなるパラグライダー等が6事業者という状況であった。なお、活動地域は県内に点在しており、特定の場所への偏りは見られなかった。

また、事業形態として、副業あるいは他の事業と掛け持ちしている事業者が過半数を占め、代表者一人で運営するなど経営規模の小さい事業者がほとんどであった。

集客の取組として、WEBでの予約が可能な事業者が8割に達する一方、電話やファックスのみの対応にとどまる事業者も見受けられ、当日や前日まで体験予約を受け付ける事業者は半数以下となっていた。

また、大半の事業者は何らかの損害賠償保険に加入しているが、少数ながら参加者自身に傷害保険への加入を要請している例もあった。

1-3 県内のアウトドア事業者が抱える課題

このたびの調査を通じて、既に県内各地で様々な事業者がアウトドア事業を展開していることを把握できたが、いずれも事業規模が小さく、アウトドア事業を専業としている事業者は極めて少ないことが明らかになった。

確固たる事業基盤が確立されていないために、事業のデジタル化の遅れや、いわゆる旅ナカ需要の取り込みが不十分という経営面の課題に加え、事業者自身を守り、参加者の安心安全につながる損害賠償保険の引受先を確保できていない実態も浮き彫りになった。

認証制度の創設に向けた検討では、専門家の招聘や先進事例の研究等を通じて、こうしたアウトドア事業者の抱える課題の克服にも資するような制度設計が可能となるよう議論を深めていくことが重要である。

第2章 望ましい「大分県アウトドアガイド認証制度」のあり方について

県内では、既に多くの事業者が様々なアウトドア事業を展開しているため、認証制度の創設は、こうした事業者の営みを過度に制限するものではなく、事業者及び参加者の安全確保やアウトドア事業の一層の活性化と自然環境の保全の両立に資するものとならなければならない。

そのためには、自然を体験・鑑賞することをサービスの主体として対価を得て引率や技術指導、解説等を行う者、例えば登山ガイドなどのいわゆるガイド（案内人）やアクティビティのインストラクター（技術指導者）、野外教育指導者など（以下、「ガイド等」という。）が幅広く参加できるよう、参加要件は必要最小限なものにとどめることが望ましい。

ガイド等が主体性を持って認証制度に参加し、安全技術の向上や新たな体験価値の創出等に関する情報交換、相互連携を深めることで、事業者の経営力が強化されるとともに、アウトドア活動の参加者に最高のサービスを提供できるようになるものと期待される。また、創設する認証制度には、アウトドア事業の持続的な成長・発展を確保するため、認証制度に参加するガイド等の合意に基づき、将来にわたって改善などを行うことができる仕組みを取り入れるべきである。

なお、認証制度に参加するガイド等の多くが小規模事業者に該当することが想定されるため、認証制度への参加がガイド等に負担を強いるものとならないよう、県が必要な支援を行うことも考慮すべきである。

第3章 認証制度創設の背景、目的、基本方針について

3-1 認証制度創設の背景

新型コロナウイルスの感染拡大により、3密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避につながる「自然が多い地域」への訪問意欲が高まりをみせている。本県には、二つの国立公園、ユネスコエコパーク、二つの日本ジオパークを始めとする風光明媚かつ多種多様な自然環境が存在し、かつ、県内で提供されている体験・アクティビティが旅行者から高く評価されていることから、アウトドア活動を素材とする自然体験型観光において、本県は高い優位性を有していると考えられる。

一方で、自然をフィールドとするアウトドア活動には、いかに対策を講じたとしても、不測の事態が発生するリスクをはらんでいることに留意しなければならない。ガイド等と参加者の安全確保は、今後、アウトドア活動を一層強力な誘客素材とするために必要不可欠な要素となる。

こうしたことを踏まえ、「おんせん県おおいた観光振興条例」（平成27年大分県条例第24号）に基づき、令和4年3月に策定した「日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略（2022-2024）」には「アウトドアガイド認証制度の創設を通じて、事故防止や緊急時対応等への万全の備えを講じることによりコンテンツの品質を担保するとともに、ガイドの自然環境に対する理解を一層深めることで観光客の保全意識の向上に努める」ことが盛り込まれることとなった。

3-2 創設目的

認証制度の創設にあたっては、観光客のみならずガイド等自身の安心安全をも高めるものになるとともに、ガイドツアーを通じて発信したいメッセージを含めることとした。様々なフィールドで活躍する事業者が認証制度に参加しつつ、県内の素晴らしい自然環境を次世代に引継ぎ、その楽しみ方を広げることができるよう、次のとおり創設目的を設定する。

なお、ここでは「アドベンチャーツーリズムの推進に寄与」することを謳っているが、本県においては、まずは大分の強みを活かした体験型プログラムの開発や大分県自然体験ガイドの育成、事故防止や緊急時対応等への備えを通じた観光誘客や自然環境の保全意識の向上を図ることとし、将来的に Adventure Travel Trade Association が提唱する世界潮流のアドベンチャーツーリズムへの対応を目指すべきものとする。

<創設目的>

アウトドア活動※1を行う者が安心安全にこれを楽しむとともに、自然環境に対する保全意識を高めることができるよう、一定の要件を満たす者を「大分県自然体験ガイド」※2とし、自身の経営力強化と相互の活発な情報交換を通じて、本県におけるアドベンチャーツーリズムの推進に寄与する。

※1 アウトドア活動：自然を体験・鑑賞すること。

※2 大分県自然体験ガイド：自然を体験・鑑賞することをサービスの主体とするガイドやインストラクター等で、対価を得て、引率や技術指導、解説等を行う者。

3-3 基本方針

新たな制度を浸透させるには、単年度だけの議論で結論を求めるのではなく、大分県自然体験ガイドが主体的に関わり、時間をかけて合意形成を図ることが必要と考える。そのため、基本方針では、大分県自然体験ガイドと県の役割を明確にしつつ、令和5年度以降、認証制度が円滑に運用され、さらに発展していくよう次のとおりとした。

<基本方針>

令和4年度中には、県内のアウトドア事業者等の意見を幅広く聴取し、「安全確保」「自然環境の保全」に資する大分県自然体験ガイド「登録」に関する要件等を整理、認証制度の立ち上げに向けた具体的な提案をとりまとめる。

令和5年度には、認証制度の運用を開始し、大分県自然体験ガイドの登録を受け付ける。大分県自然体験ガイドには、専門資格の取得等を要件とした「登録」の上位に位置づける「認定」についての検討のほか、安全技術の向上や新たな体験価値の創出等に関する情報交換、相互連携を促す。

県は、大分県自然体験ガイドの登録受付のほか、救急法や県内の自然環境等に関する知識、「おもてなし」技能習得等に関する講習の開催や賠償責任保険の加入など、認証制度の運用に関する体制整備を支援する。

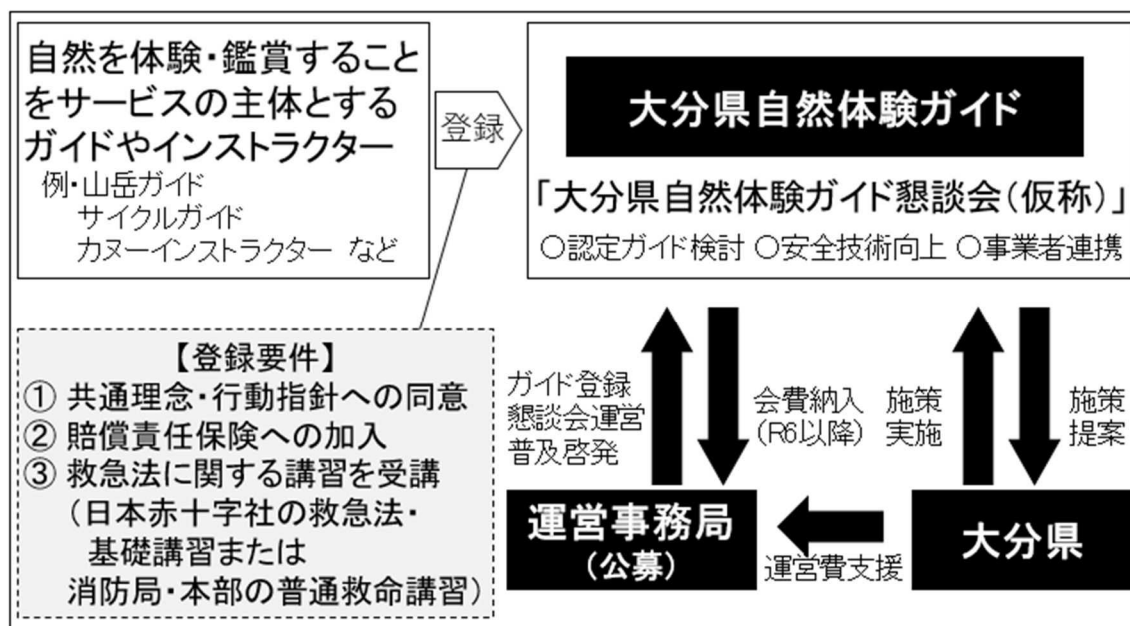
第4章 大分県アウトドアガイド認証制度の概要について

4-1 認証制度の運用イメージ

自然を体験・鑑賞することをサービスの主体とするガイドやインストラクター等で、後述する登録要件を満たし、認証制度への参加を希望する者の申請を受け付けて「大分県自然体験ガイド」として登録する。

大分県自然体験ガイドが一堂に会し、専門資格の取得等を要件とした「登録」の上位に位置づける「認定」についての検討のほか、安全技術の向上や新たな体験価値の創出等に関する情報交換、相互連携を促すための「大分県自然体験ガイド懇談会（仮称）」を開催する。なお、大分県自然体験ガイド懇談会（仮称）は、年2回の全体会のほか、業種別等の分科会を別に開催することで、より専門性の高い、活発な議論が交わされることに期待する。

県は、認証制度を運営する事業者を公募・選定し、費用面も含め、円滑な認証制度の運用を支援するほか、大分県自然体験ガイドによるアドベンチャーツーリズムの推進に資する提案も参考として各般の施策を展開する。



大分県自然体験ガイドの登録要件

大分県自然体験ガイドの登録要件は、幅広いガイド等の参加が可能となるよう、次の3点のみとする。

(1) 共通理念と行動指針への同意

「感動」「責任」「協同」という3つの共通理念と5つの行動指針を遵守することに

同意し、登録申請時に同意書を提出すること。

(2) 賠償責任保険への加入

危機管理対策として賠償責任保険に加入し、登録申請時に保険証券の写しを提出すること。

(3) 救急法に関する講習を受講

日本赤十字社の救急法・基礎講習または消防局・本部の普通救命講習を受講し、登録申請時に受講証の写しを提出すること。

認証制度の運営主体

認証制度の実効性を担保し、形骸化を防ぐには、屋久島公認ガイドの事例に倣い、県ではなく、大分県自然体験ガイドが主体性を持って認証制度の運用を担い、その合意に基づき、将来にわたって改善などを行っていくことが望ましい。しかし、認証制度に参加するガイド等の多くが小規模事業者に該当することが想定されるため、認証制度への参加がガイド等に負担を強いるものとならないよう配慮すべきものとする。

このため、登録の申請受付や大分県自然体験ガイド懇談会（仮称）の開催、認証制度の普及啓発などの業務に対応する事務局を公募により選定することとし、その運営に対し、県は必要な支援を行うべきである。

今後の発展性

認証制度は、幅広いガイド等の参加が可能となるよう、まずは必要最小限の要件を満たす者を「登録」し、安全技術の向上や新たな体験価値の創出等に関する情報交換や相互連携を深める場として「大分県自然体験ガイド懇談会（仮称）」を設けることとした。

そして、全体会において、将来にわたって認証制度の改善などを行うほか、業種別等の分科会において、「登録」の上位に専門資格の取得等を要件とする「認定」を設けることについての検討など、より専門性の高い議論を重ねることで本県におけるアウトドア事業の持続的な成長・発展を確保し、アドベンチャーツーリズムの推進に寄与することとする。

4-2 共通理念と行動指針の設定

大分県自然体験ガイドの登録要件の一つに「共通理念と行動指針への同意」を盛り込んだのは、アウトドア活動の参加者はもちろん、全ての関係者に対して、大分県自然体験ガイドが本県のアドベンチャーツーリズムの推進にどのように寄与しているのかを表明すべきと考えるからである。

大分県自然体験ガイドは、自身が活動する自然環境の素晴らしさと、これを保全することの大切さを参加者に感じてもらう、すなわち「感動」を届ける役割を担っている。そのためには、本県の自然と風土への理解を一層深め、その保全に力を尽くすとともに、参加者の安全確保に資する技術の向上にも不断の努力を続け、大分県自然体験ガイドとしての「責任」を果たさなければならない。そして、こうした取組は、自身だけで完結できるものではなく、本県のアウトドア活動のさらなる発展を願う大分県自然体験ガイドが「協同」してはじめて実現できるものと考えられる。

こうした想いを全ての大分県自然体験ガイドが「共通理念」として胸に抱き、「行動指針」に沿って活動することが、本県のアドベンチャーツーリズムを推進する原動力になると考え、大分県自然体験ガイドが同意すべき「共通理念」と「行動指針」を以下のとおり整理したところである。

【共通理念】

「感動」「責任」「協同」

【行動指針】

- ・お客様に感動をお届けします
- ・自身の能力向上に努めます
- ・大分県の自然と風土への理解を深め、保全に努めます
- ・お客様の安全の確保に努めます
- ・大分県のアウトドア活動の発展のために共に力を合わせます

4-3 登録のメリット

大分県自然体験ガイドの輪を広げていくには、ガイド等に対して登録のメリットを明示する必要がある。

委員会の議論では、アウトドア事業の実績が乏しい場合に賠償責任保険を引き受ける保険会社の確保が容易ではないことや、安全技術の向上に効果的な講習等が遠隔地で開催される例が多いといった指摘がなされた。こうした課題を克服する機会を提供することは、有効な登録のメリットになり得ると考えられる。

報告書のとりまとめに当たり、メリットになり得るものとして挙げられたのは次の5点だったが、これらの具体化やさらなるメリットの提示は、令和5年度以降、認証制度を運営する事業者を公募・選定する過程で検討が進められることに期待したい。

【登録のメリットになり得るものの例】

- ・賠償責任保険及び傷害保険への加入支援
- ・安全講習やビジネスセミナー等の開催
- ・ホームページや商談会でのガイド紹介・PR
- ・連携による新規事業や商品の開発、自主ルール検討や事業の不安緩和
- ・宿泊事業者や旅行者などとの他業種連携

【巻末資料】

- (1) 大分県アウトドアガイド認証制度検討委員会設置要綱
- (2) 大分県アウトドアガイド認証制度検討委員会委員等名簿
- (3) 検討経過
- (4) 委員会における主な意見
- (5) 他地域の制度との比較

大分県アウトドアガイド認証制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本県におけるアウトドア活動の活性化と安全性確保、品質担保、環境・観光資源の保全のため大分県独自のアウトドアガイド認証制度を創設することを目的とし、大分県アウトドアガイド認証制度検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 認証制度の対象アクティビティの検討に関すること。
- (2) 認証制度の実施方法や運営方法の検討に関すること。
- (3) 認証制度の普及に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、7人以内とし、大分県知事が委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は委員長が委員のうちから指名する。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は令和5年3月31日までとする。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大分県商工観光労働部観光局観光政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月16日から施行する。

大分県アウトドアガイド認証制度検討委員会委員等名簿

(敬称略)

- 宮野 幸岳 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学
国際総合学科 准教授
- 秋月 久美 大分県商工観光労働部観光局 局長
- 戸高 雅史 野外学校 Feel Our Soul 代表
- 河野 綾子 特定非営利活動法人法人くじゅうネイチャーガイドクラブ
ガイド
- 穴見 知典 株式会社カレラワークス 代表取締役
- 日淺 紗矢香 朝山家～あさやけ～ 代表 (豊後大野ジオパークガイド)
- 藤野 昌宏 Oita Cycle Tour Ring 代表

<アドバイザー>

- 松本 毅 有限会社屋久島野外活動総合センター 代表取締役
- 松田 光輝 株式会社知床ネイチャーオフィス 代表取締役
- 寺崎 竜雄 公益財団法人日本交通公社 常務理事
- 金子 森 株式会社やまぼうし 代表取締役
- 木村 雄志 Activity Research 代表

検討経過

●第1回委員会（令和4年7月13日）

<議事>

- ・委員長、副委員長の選任
- ・大分県アウトドアガイド認証制度の背景説明
- ・県内アウトドアガイド事業者調査中間報告
- ・全国事例の共有
- ・大分県アウトドアガイド認証制度の方向性（意見交換）

●先進地視察（令和4年7月26日～28日）

<訪問先>

- ・屋久島観光協会ガイド部会
- ・屋久島町エコツーリズム推進協議会（屋久島町観光まちづくり課）
- ・環境省 屋久島自然保護官事務所
- ・有限会社屋久島野外活動総合センター

●第2回委員会（令和4年8月29日）

<議事>

- ・大分県アウトドアガイド認証制度の創設目的及び基本方針案
- ・専門資格等の制度を有する主な全国規模団体

●第3回委員会（令和4年12月16日）

<議事>

- ・県内事業者へのアンケート結果
- ・登録ガイドの詳細
- ・事業者連携の枠組み

●第4回委員会（令和5年2月1日）

<議事>

- ・共通理念とルール
- ・登録のメリット

●第5回委員会（令和5年3月2日）

<議事>

- ・検討委員会報告書（案）

委員会における主な意見

【大分県アウトドアガイド認証制度（以下、「認証制度」という。）の方向性】

<認証制度への期待>

- ・ガイドの育成と環境保全意識の向上につながる。
- ・ガイドが自身を持って活動できるようになる。
- ・ガイドを依頼するのが当たり前という風潮を作るためには、安全性だけでなくエンターテインメント性も重要。

<認証制度の対象となるアクティビティ>

- ・アウトドアガイドの定義が重要。SUP 事業者等は、自身をアウトドアガイドというよりスポーツインストラクターと認識しているのではないか。
- ・今後、多くのガイドの参加を促していくのであれば間口を狭めない方がよい。

<認証制度に取り入れたい視点>

- ・ガイドの連携体制を構築できるようにしたい。
- ・規制の手段ではなく、ガイドの収益向上や利用者の満足度向上のための手段として考えるべき。

【創設目的及び基本方針案】

- ・ガイディング（引率）だけでなく、野外教育的な視点や技術指導（インストラクション）、解説（インタープリテーション）も取り込んだ定義がよい。
- ・認証制度の目的や基本方針は、固定したものではなく、運用開始後に参加したガイドの手でより良いものに成長させることができるものにして欲しい。
- ・まずは事故防止や緊急時の備えを整えつつ、自然環境の保全意識を高め、将来的には世界の潮流として捉えられるアドベンチャーツーリズムの概念にも対応できるガイドが育成されることを目指す。

【事業者連携の枠組み】

- ・登録ガイドが参加する懇談会は、全体会だけでなく業種別や地域別の分科会も必要ではないか。
- ・懇談会は登録ガイドが全員参加することが望ましい。

【登録ガイドの詳細】

<認証制度の構成>

- ・まずは登録ガイドから運用を開始するが、山や海、アクティビティ毎など、それぞれに特化した一段高いレベルの「認定ガイド」の検討も続けるべき。
- ・登録料は必要。それに見合うメリットを認証制度に参加することで得られるという仕組みにすることが重要。

<登録要件>

- ・登録要件は必要最小限とし、多くのガイドの参加を促したい。
- ・検討委員会で登録要件として検討するのはルールよりも理念が望ましい。
- ・新規参入者の場合、賠償責任保険は加入が難しいことがある。加入に向けた支援が望まれる。

【共通理念とルール】

- ・登録要件としては、共通理念が望ましい。ルールは登録ガイドが議論を深めて検討したほうがよい。
- ・共通理念は、コンパクトで容易に覚えられるものが望ましい。長文の理念よりも、短い理念と行動指針に分けて考えた方がいい。
- ・登録ガイドの意識が込められた文言を含めるべき。アウトドアの真髄として「感動体験」があるのではないだろうか。

【登録のメリット】

- ・誘客はガイド自身が行うべき。ホームページ等による広報だけでなく、自身の収益力向上につながるセミナーを受講できると喜ばれるのでは。
- ・インバウンド対応に関する講習もこれから役に立つ。
- ・多くのガイドが集まって意見交換することで、新しい事業や体験価値が生まれると思う。
- ・認証制度を通じて、ガイド個人では難しい宿泊事業者や飲食事業者など他業種との連携をできればメリットになる。
- ・将来的にはロゴマークがあると制度の可視化や一体感の醸成につながる。

他地域の制度との比較

		都道府県		単一市町村	
大項目	中項目	大分県	北海道	屋久島町	
制度名称		大分県アウトドアガイド認証制度	北海道アウトドア資格制度	屋久島ガイド	
制度の背景 沿革・概要等		「おんせん県おおいた観光振興条例」に基づく「観光振興基本計画」として定めた「日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略2022～2024」において推進される県内全域を対象としたアウトドアガイド認証制度。 令和4年度に有識者等による検討委員会で制度のあり方を議論。 令和5年度からの運用にあたり、自然を体験・鑑賞することをサービスの主体とするガイドやインスタラクター等で、登録要件を満たし、認証制度への参加を希望する者の申請を受け付けて「大分県自然体験ガイド」として「登録」する。専門資格の取得等を要件とした「登録」の上位に位置づける「認定」については今後の検討とする。	「北海道アウトドア活動振興条例（以下「北海道条例」）」に基づく全国初となる公的（知事認定）なアウトドアガイド資格制度。資格制度は、 <u>条例における施策のひとつとして定義され、主に、アウトドアガイドの育成と道民等への環境保全等の普及啓発を目的としている。</u> 5つのアウトドア分野を設定し、「アウトドア活動の基礎に関する座学（アウトドア講習）」→「基礎知識の筆記試験（アウトドア検定）」→「専門分野の筆記・実技（アウトドアガイド資格認定）」→「後進の育成等リーダーとして活動するガイドを認定（北海道マスタースターガイド）」の4ステップ制となっている。加えて、優良事業者認定制度が存在する。	屋久島公認ガイド利用推進条例（以下「屋久島町条例」）に基づくガイド事業者を対象とした「登録」→「認定」→「公認」の3ステップ制の認証制度。登録・認定までは屋久島工コソリーズム推進協議会が行い、公認は屋久島町が行っている。 屋久島町では、島の人々の生活の原則として「屋久島憲章」を定め、島の自然と環境を島民の基本的資産として、環境保全と地域振興の両立をはかるための大きな指標となっている。 同町では、ガイド業が確立されており、来訪者との接点となる業種の一つとなっているが、 <u>それまで、ガイドの資質を測る統一的な基準が存在せず、適正な利用ルールの設定、それを啓発・実践するガイド活動を推進し、かつ来訪者が、楽しく安心安全なガイドを選択できることを目的として制度が開始された。</u>	
目的		アウトドア活動を行う者が安心安全にこれを楽しむとともに、自然環境に対する保全意識を高めることができるよう、一定の要件を満たす者を「大分県自然体験ガイド」とし、自身の経営力強化と相互の活発な情報交換を通じて、本県におけるアドベンチャーツーリズムの推進に寄与する。	アウトドア活動の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民等、アウトドアガイド及びアウトドア事業者の役割を明らかにするとともに、（中略）もって人と自然とのふれあいを通じて心の豊かさや潤いを実感できる社会の実現に寄与することを目的とする。 （北海道条例第1条）	屋久島町においてガイドの資質の向上と業務の適正な運営を確保するため、屋久島町長が認定する屋久島公認ガイドの利便を推進する屋久島町独自のガイド制度に必要な事項を定め、安心安全な自然体験を提供し、屋久島町の自然特性、歴史及び伝統文化の理解と紹介によって、保全と活用の調和による地域づくりの価値や魅力を発信するとともに、エコツーリズムによる観光振興及び世界自然遺産を擁する自然資源の価値を後世に引き継ぐ環境保全を推進することを目的とする。 （屋久島町条例第1条）	

他地域の制度との比較

		都道府県		単一市町村	
大項目	中項目	小項目	大分県	北海道	屋久島町
制度の枠組み	制度の対象	自然を体験・鑑賞することをサービスの主体とするガイドやインストラクター等で、対価を得て引率や技術指導・解説等を行う者。	自然を体験・鑑賞できるフィールド・アクティビティ	1. 山岳（夏山・冬山） 2. 自然 3. カヌー 4. ラフティング 5. トレイルライディング（ホーストレッキング） （北海道アウトドアガイド資格認定等実施要領第2／1）	屋久島公認ガイドの名称を用いて、主に屋久島及びび口永良部島において利用者に付き添って、有料で案内したり解説したりする者 （屋久島町条例第2条）
	対象となる者等の定義	資格制度の対象となるフィールド・アクティビティ等			山、川、海をフィールドとする各種アクティビティ
	認証等のプロセス	下記の3つの要件を満たす者を「登録」 ①共通理念への同意 ②賠償責任保険への加入 ③救急法に関する講習を受講		1. アウトドア講習 北海道の自然や自然の中に潜むリスクなどを理解し、自らが安全に配慮したアウトドア活動を行えるよう、必要な最低限の知識に関する講習を修了する。 2. アウトドア検定（筆記） アウトドア講習の内容に加え、より幅広い自然や文化に関する知識及び関係する法令等について出題される筆記試験に合格した人を認定。なお、認定には検定合格に加え、消防等で実施する救急救命講習の修了が必要。 3. アウトドアガイド資格認定（筆記+実技） 5つの専門分野について、必要な知識と技術を判定する。 ※カヌー、ラフティング、トレイルライディングについてはジュニアガイド（アシスタント）段階とガイド・リーダー段階の2レベルが設定されている。 ※救命・救急法の実技については外部の講習の受講が求められる。 4. マスターガイド認定 ガイド資格取得後10年が経過し、資格制度の持続的運営に寄与するため、技能、経験及び知識に優れ、後進の指導・育成や地域社会に貢献している者で、かつ、当該分野のガイド等から高い信頼や評価が得られている者を認定（書面審査）。	1. 登録 屋久島町エコツアーリズム推進協議会が登録要件（同意書の提出、賠償責任保険契約書類への加入、認定ガイド2名からの推薦等）を満たす者を登録 2. 認定 屋久島町エコツアーリズム推進協議会が認定要件（ガイド歴、屋久島学試験合格、地域行事への参加履歴等）を満たす者を認定 3. 公認 屋久島町が要件（広報用情報の提出、町税の完納等）を満たす者を公認

他地域の制度との比較

		都道府県		単一市町村	
大項目	中項目	小項目	大分県	北海道	屋久島町
制度の 枠組み	受験等の 資格・要件	上記の要件に準ずる		<ol style="list-style-type: none"> アウトドア講習 満16歳以上 アウトドア検定 満18歳以上 アウトドアガイド資格認定 5つの専門分野毎に受験資格を設定（満18～20歳以上、一定回数以上の山中宿泊等経験、ガイド歴等） マスターガイド認定 10年以上継続して資格を保有し、ガイド業務に携わり、後進の育成など所定の基準を満たす者。 	-
	有効期間	-	3年 更新時は有効な救急法修了証の写し等の提出が必要	3年以内（認定を受けた日から起算して2年を経過した年度の3月31日まで）	
	連携資格制度等	なし	救命・救急法 救急員養成講習（日本赤十字社）、上級救命講習・上級応急手当講習（消防）、MFA ベーシックプラスコース、これらと同等以上の内容と認められる講習または指導者資格を活用 専門分野実技 相当する外部団体資格の保持者への試験免除	山、川、海、フィールドごとの専門資格（日本山岳ガイド協会、J S C A、J R C A、スクーバインストラクター等）、救命・救急法に関する講習の受講を定める。	
	罰則・制限	なし	アウトドアガイド資格や活動に関する罰則や制限等はない。（但し、資格保持者に対する資格取の規定は存在）	「公認ガイド」名称の使用制限はあるが、罰則規定はなし。	
	費用	初年度のみ無料 ※2年目以降は、登録ガイドの意見等を踏まえて金額を決定	<ol style="list-style-type: none"> アウトドア検定 受験手数料 3,150円 アウトドアガイド資格認定 受験手数料（筆記） 3,150円 受験手数料（実技） 10,500円 事前講習受講料 10,000円 登録認定時 ガイド認定登録受付手数料 7,350円 ※このほか、道の認定手数料やテキストの購入費等が必要となる	登録手数料 7,200円 認定手数料 7,200円	

他地域の制度との比較

都道府県		単一市町村	
大項目	中項目	大分県	北海道
制度の 枠組み	組織構成		
	小項目		
大分県	運営主体	公募による	北海道
	管轄部課	大分県観光政策課	北海道経済部観光局観光振興課
北海道	運営事務局	公募による	北海道アウトドア資格制度業務センター (一社) 北海道体験観光推進協議会
	支部組織	—	—
認定等の 根拠	名称	—	北海道アウトドア活動振興条例 北海道アウトドア資格制度実施要綱 北海道マスターガイド認定要領 北海道アウトドアガイド資格認定等実施要領 北海道アウトドア講習実施要領 等
	施行	—	平成13年10月19日 条例：平成13年10月19日 現行制度要綱：平成23年7月8日
取得者数	制度においてガイドに求められる役割(要旨)	アウトドア活動を行う者が安心安全にこれを楽しむとともに、自然環境に対する保全意識を高める。	安全に配慮した質の高いサービスを提供し、自然環境を保全するとともに、地域の住民生活、産業活動等に配慮するよう努める。ゲストに対し、その安全の確保、自然環境の保全等のために必要な指導を行うよう努める。
	取得者数	—	資格取得者総数 520名 (2023年3月15日時点)
メリット等	保険加入	賠償責任保険及び傷害保険への加入を支援	—
	講習	一般的な優良講習の無料・減額開催 定員が少なく参加の難しい安全講習等の誘致 ビジネスセミナー 等	ガイドセミナー 等
その他	販促の取組み	ホームページでの一覧、プロフィール等の公開 各種商談会での周知	HPでの一覧・プロフィール等の公開
	その他	アウトドア事業の振興のためのルール検討 事業者の連携創出による新たなアイデアの可能性や、事業上の不安の緩和 県は、ガイドによる情報交換や議論を行うための体制を整備するとともに、安全講習の受講、県内の自然環境等に関する知識や「おもてなし」技能の習得、経営力の強化、賠償責任保険への加入等を支援する。	公認事業者への支援 (コロナ時)
その他特記事項			エコツアーリズム推進全体構想申請中